

令和5年度（2023年度） 熊本県奨学のための給付金前倒し給付募集案内

本募集は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し4～6月分に相当する額の前倒し給付を行うものです。なお、前倒し給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合には7月頃に実施する通常の募集において認定作業を経て年間分を給付します。

※前倒し給付を希望する場合も、7月以降の給付はあらためて申請が必要です。

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

令和5年（2023年）4月1日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

要件	
保護者	☐ ①生活保護（生業扶助）受給世帯又は ②非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）
	☐ 熊本県内に在住
生徒	☐ 高等学校等就学支援金の対象校に在学している
	☐ 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない

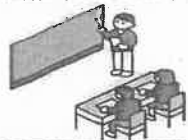


対象者 : 新入生
申請 : 4月頃と7月頃
回数 : 年2回
給付 : 申請の口座へ振込み

2 給付金額

◆表の区分ごとに、次の

金額が給付されます。



*1「高校生等」とは、高等学校等、高等専門学校等に在籍し、就学支援金、学び直し支援金又は、専攻科支援金の受給対象となっている者です。

Q1生活保護法に定める生業扶助を受けていますか？

受けている

受けていない

Q2保護者全員の道府県民税・市町村民税の所得割が非課税ですか？

非課税（0～99円）

課税

Q3学校は通信制又は専攻科ですか？

通信制・専攻科以外

通信制又は専攻科

Q4他に扶養している15歳（中学生は除く）以上23歳未満の兄弟姉妹はいますか？

兄弟あり

通信制に在学中あるいは高校生等以外の弟妹あり*1

左記以外

※ただし、保護者等の収入が激減している場合は家計急変による申請ができる可能性があります。（別案内参照）

給付額	相当額 8,075円 (年額 32,300円)	相当額 35,925円 (年額 143,700円)	相当額 29,275円 (年額 117,100円)	相当額 12,625円 (年額 50,500円)	(対象外)
-----	----------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------

3 申請書類

◎ 熊本県奨学のための給付金交付申請書	○	○	○	○
① 通帳の写し（コピー） 金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ	○	○	○	○
② 保護者全員の所得確認書類 ※コピーも可 ⇒裏面「4所得確認書類」をご覧ください。		○*2	○*2	○*2
③ 生活保護（生業扶助）受給に関する証明書 福祉事務所で証明を受けてください。	○*3	*3 熊本県の定める様式を利用してください。		
④ 健康保険証の写し（コピー） ・生保本人及び15歳以上23歳未満の兄弟姉妹の扶養状況を確認できるもの。 ・被保険者等の記号・番号等を黒塗りしてください。		○*4		
⑤ 在学証明書（熊本県内の学校は不要） 生徒の在校生が発行したもの	△*5	△*5	△*5	△*5
⑥ その他の書類 上記のほかに、委任状やその他の書類が必要な場合があります。	△*6	△*6	△*6	△*6

7～3月分の申請
募集は別途通知し
ます。



*6 その他書類が必要な場合は別途お知らせします。

4 所得確認書類

保護者等全員分の令和4年度（2022年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類のうち次のいずれか1つ

- ① 「マイナンバーカードの写し」
 - ② 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」
 - ③ 「令和4年度 課税証明書」（市町村役場で発行）
 - ④ 「令和4年度 特別徴収額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配付）
 - ⑤ 「令和4年度 納税通知書」（自営業の場合に市町村から送付）
- ⑥、⑦を併せて提出

【マイナンバーで申請するとき】

以下二点の書類も提出してください。

- ⑥ 「個人番号カード（写）等貼付台紙」
- ⑦ 「調査等同意書」

マイナンバーで申請した場合でも、課税証明書等の提出を求めることがありますので御了承ください。

5 申請期限・提出先・問合せ先

令和5年5月26日（金）までに、熊本県庁高校教育課修学支援班へ提出してください。

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課 修学支援班 「奨学のための給付金」担当

TEL 096-333-2675

◆申請書類はホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html>

【前倒し給付】

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額	CHECK	市民税額	均等割額	CHECK
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

Q 4 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

A 7 給付金は、基準日時点で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

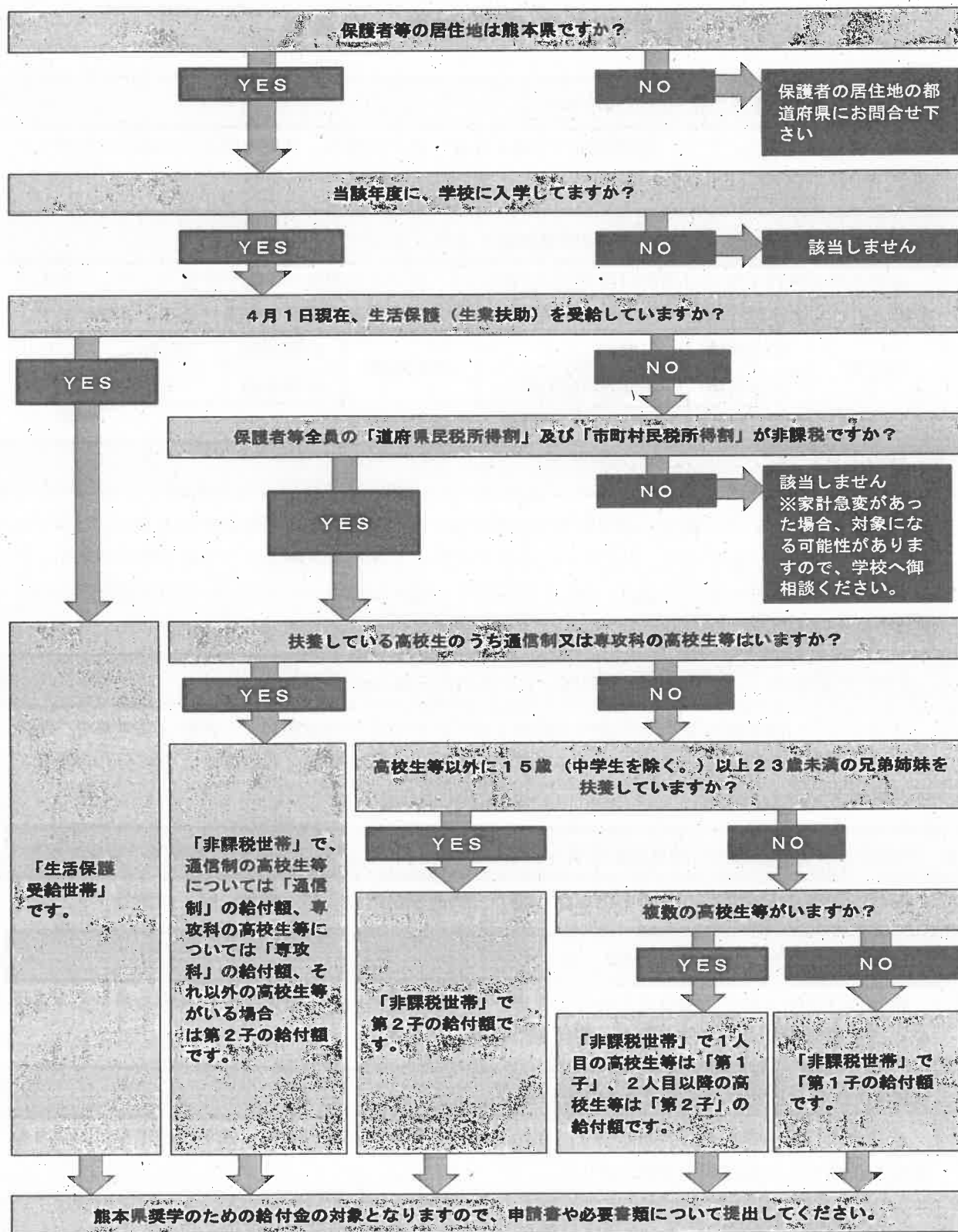
Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

【前倒し給付】

参考 1 給付金対象確認シート

熊本県奨学のための給付金 対象確認シート（国公立用）



給付額について（年額）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	
非課税世帯(第1子)	117,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯(第2子)	143,700円		

（注）保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

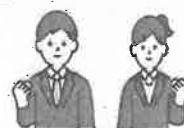
令和5年度（2023年度） 熊本県奨学のための給付金における 前倒し給付募集案内

保護者の失職、倒産、死亡等の家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。（返済不要）
また、本募集は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し4～6月分に相当する額の前倒し給付を行うものです。なお、前倒し給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合には7月頃に実施する通常の募集において認定作業を経て年間分を給付します。

1 給付対象者

令和5年（2023年）4月1日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

要件	
保護者	☐ 令和4年度の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ではないが、家計急変により、所得割が非課税相当となる見込みの世帯（※1）
	☐ 熊本県内に在住
生徒	☐ 高等学校等就学支援金の対象校に在学している。



対象者 : 新入生
申請 : 4月頃と7月頃
給付 : 申請の口座へ振込み

※7月頃の募集でも申請できます。

生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯の方及び令和4年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は非課税世帯対象の募集で申し込んでください。

※1家計急変の基準

世帯人数	向こう1年間の収入見込
2人世帯	2,042,858円未満
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満
6人世帯	3,700,001円未満

- ・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。
- ・年収見込額は、保護者1人の収入の場合です。
- ・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認します。複数人に収入がある場合はお問い合わせください。

2 給付金額

家計急変の発生	学校区分	1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
3月末日まで	全日制定時制	相当額 29,275円 (年額 117,100円)	相当額 35,925円 (年額 143,700円)
3月末日まで	通信制専攻科	相当額 12,625円 (年額 50,500円)	

※7～翌3月分については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。（△申請が必要です。）

3 申請書類

書類	内容・注意点
◎熊本県奨学のための給付金交付申請書〔様式第1号〕	
①振込先口座の通帳の写し（コピー）	金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ
②家計急変の発生事由を証明する書類	◎申立書 ◎上記の申立書の他に、次の区分に応じて提出してください。 【解雇や離職の場合】 雇用保険被保険者離職票-2、雇用保険受給資格者証、解雇通知書など 【破産や廃業の場合】 破産宣告通知書、廃業等届出など 【疾病による減収・離職の場合】 【解雇や離職の場合】の書類に加え、診断書を提出 ※参考様式を県ホームページに掲載しています。 【その他の場合】…申立書に記載してください。
③家計急変前の収入を証明する書類	・令和4年度課税証明書（保護者全員）
④家計急変後の収入を証明する書類	○会社員等 会社作成の給与見込（急変後12ヵ月間）など ※参考様式を県ホームページに掲載しています。 ○自営業 税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類など
⑤保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	・扶養親族分全員の健康保険証の写し（コピー） ・扶養親族全員の記載が省略されていない課税証明書 （いずれか） ※健康保険証の写しの被保険者番号や記号を黒塗りしてください。
扶養誓約書〔様式第6号〕	国民健康保険に加入している場合は、健康保険証の写しに加えて扶養誓約書〔様式第6号〕を添付してください。
⑥在学証明書（県外学校のみ）	県ホームページに掲載した様式に生徒の在学が証明したもの
⑦その他の書類	上記のほか委任状やその他必要書類を追加で求める場合があります。

※②及び④の区分に掲げる書類以外に確認ができる書類がある場合は、各学校にご連絡ください。

※家計急変後の収入見込が申請時よりも増加することとなった場合は、高校教育課へご連絡ください。

4 申請期限・提出先・問い合わせ先

令和5年（2023年）5月26日（金）までに以下へご提出ください。

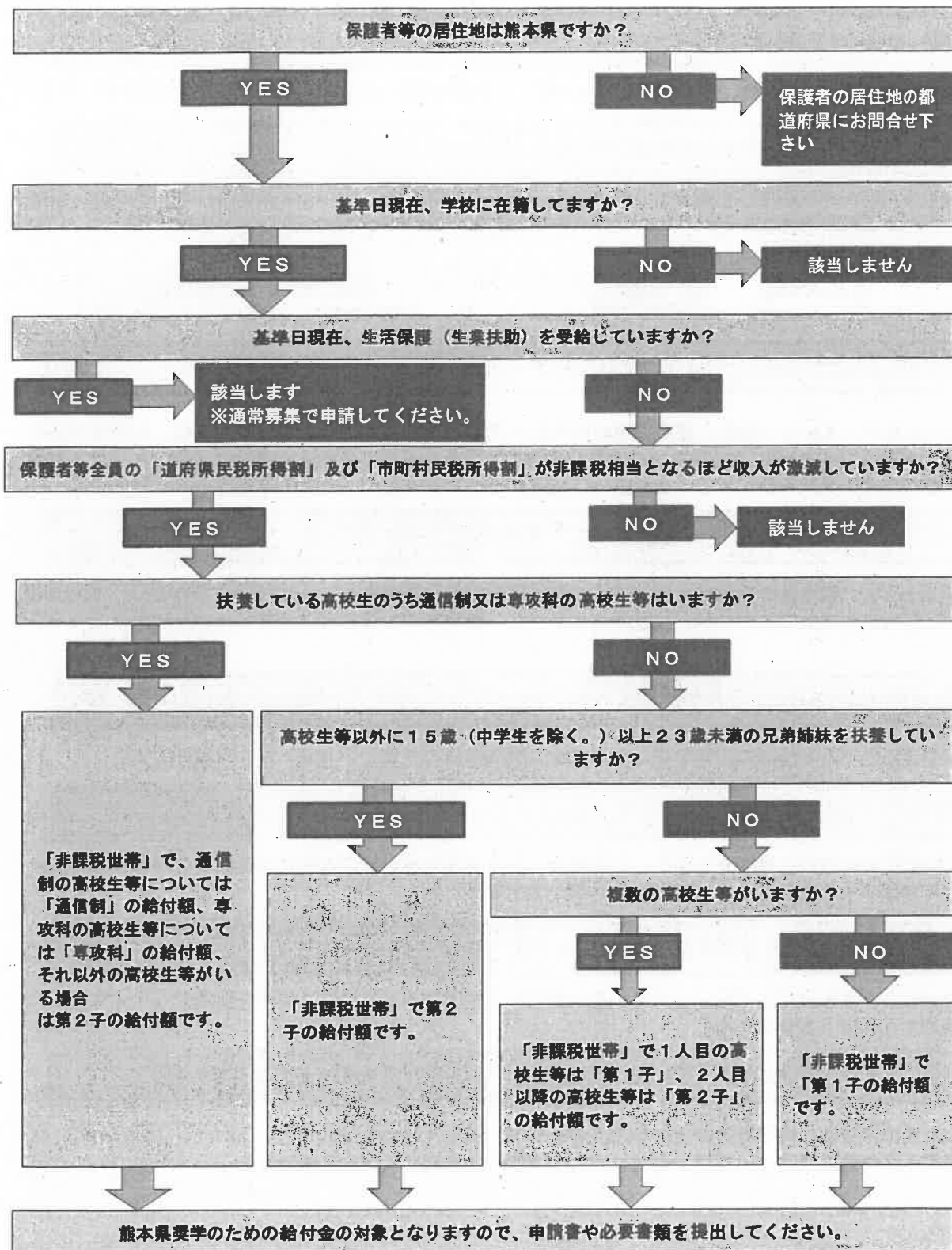
■熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目1-8番1号

（電話：096-333-2675 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く））

◆申請書等は県ホームページからダウンロードできます。「熊本県高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

熊本県奨学のための給付金 対象確認シート（国公立用）



給付額について（年額）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯（第1子）	117,100円	50,500円	
非課税世帯（第2子）	143,700円		

※保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

【家計急変】

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額	CHECK	市民税額	均等割額	CHECK
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

Q 4 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月までの1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A 7 給付金は、基準日時点で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。